

○農林水産省告示第百六十三号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県中津川市山口二七〇五の二六、三三三六九の二、三三三六九の二三、三三三七〇の九九
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 農道用地とするため

○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県杵島郡大町町大字福母字干場三〇六七の一三（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （次の図）は、省略し、その図面を佐賀県庁及び大町町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県佐賀市富士町大字関屋字川向三八二の六・三八二の八（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 国有林。

（三） 解除の理由 ダム用地とするため  
（二） 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県佐賀市富士町大字大野字古賀二四七の二・二五一の二・字鷹羽一四九九の二・一五〇〇の二・富士町大字栗並字大道四の四・一八六の一・一八六の四・二六〇の一・富士町大字畑瀬字上ノ山三七三の二〇・三八二の三三・三八五の一・四一五の一（以上十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

（一） 解除の理由 国有林、三八二の二（国有林）、三八二の二四・三八二の二六から三八二の二八まで・三八二の三三（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二） 保安林として指定された目的 水源のかん養  
（一） 解除の理由 国有林、三八二の四一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（三） 解除の理由 国有林、三八二の五一（国有林）、三八二の五四・三八二の六一・三八二の六二・三八二の六四・三八二の六五・三八二の八一から三八二の八四まで・字辻四八九八の一〇（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
（三） 解除の理由 ダム用地とするため

（一） 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県佐賀市富士町大字大野字古賀二四七の二・二五一の二・字鷹羽一四九九の二・一五〇〇の二・富士町大字栗並字大道四の四・一八六の一・一八六の四・二六〇の一・富士町大字畑瀬字上ノ山三七三の二〇・三八二の三三・三八五の一・四一五の一（以上十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

○農林水産省告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県唐津市相知町長部田字城の浦一三三二の二・一三三八の二・一三三九の二・一三三九の三・一三三九の四・一三三九の五・一三三九の六・一三三九の七・一三三九の八・一三三九の九・一三三九の一〇・一三三九の一〇の二・一三三九の一〇の三・一三三九の一〇の四・一三三九の一〇の五・一三三九の一〇の六・一三三九の一〇の七・一三三九の一〇の八・一三三九の一〇の九・一三三九の一〇の一〇（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第百六十七号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県唐津市相知町長部田字城の浦一三三二の二・一三三八の二・一三三九の二・一三三九の三・一三三九の四・一三三九の五・一三三九の六・一三三九の七・一三三九の八・一三三九の九・一三三九の一〇・一三三九の一〇の二・一三三九の一〇の三・一三三九の一〇の四・一三三九の一〇の五・一三三九の一〇の六・一三三九の一〇の七・一三三九の一〇の八・一三三九の一〇の九・一三三九の一〇の一〇（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○特許庁告示第第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。  
平成二十三年一月二十七日

特許庁長官 岩井 良行

（一） 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県唐津市相知町長部田字城の浦一三三二の二・一三三八の二・一三三九の二・一三三九の三・一三三九の四・一三三九の五・一三三九の六・一三三九の七・一三三九の八・一三三九の九・一三三九の一〇・一三三九の一〇の二・一三三九の一〇の三・一三三九の一〇の四・一三三九の一〇の五・一三三九の一〇の六・一三三九の一〇の七・一三三九の一〇の八・一三三九の一〇の九・一三三九の一〇の一〇（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。  
平成二十三年一月二十七日

特許庁長官 岩井 良行

（二） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
（三） 解除の理由 ダム用地とするため

登録番号 第二十三号	登録年月日 平成二十三年一月十八日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 株式会社先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目4番10号 代表取締役 児玉 皓雄	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称 一 先行技術調査（計測） 二 先行技術調査（金属電気化学）	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地 株式会社先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目4番10号
登録番号 第二十二号	登録年月日 平成二十三年一月十八日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 南部 靖之	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称 七 先行技術調査（自然資源） 二七 先行技術調査（有機化学） 二八 先行技術調査（高分子） 三十四 先行技術調査（伝送システム）	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地 株式会社パソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号